

第十九回 参議院厚生委員会議録第三十一号

(五二五)

昭和二十九年四月二十日(火曜日)午前
十時三十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 上條 愛一君
理事 大谷 登瀛君
委員 常岡 一郎君
湯山 勇君
高野 一夫君
谷口 弥三郎君
廣瀬 久忠君
竹中 勝男君
有馬 英二君
委員外議員 藤原 道子君
國務大臣 草葉 隆圓君
厚生大臣 楠本 正康君
政府委員 厚生省公衆衛生局長 曾田 長宗君
厚生省医務局長 高田 正巳君
厚生省藥務局長 久下 勝次君
厚生省保險局長 勝次君
事務局側 常任委員 草間 弘司君
會専門員 多田 仁巳君
會専門員 多田 仁巳君
説明員 厚生大臣官 房総務課長 小山進次郎君

○本日開会に付した事件
○医薬関係審議会設置法案(内閣提出、衆議院送付)
○らい予防法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○小委員の選任の件

○委員長(上條愛一君) 只今から厚生委員を開会いたします。

まず委員の異動を報告いたします。四月十九日付を以て藤原道子君が辞任せられ、同日付を以て竹中勝男君が選任せられました。右御報告いたします。

○委員長(上條愛一君) 次に、四月十六日本委員会において決定いたしました、覺せい刑取締に関する小委員の数及び小委員を指名いたします。小委員の数は七名といたしまして、小委員は左の方にお願いいたします。高野一夫君、横山フク君、谷口弥三郎君、常岡一郎君、堂森芳夫君、有馬英二君、欠員の一名は後刻指名いたします。

○委員長(上條愛一君) 次に、医薬関係審議会設置法案を議題といたします。政府委員から説明を願います。

○説明員(小山進次郎君) 医薬関係審議会法案について御説明を申し上げます。この法案は全文八条からなります。簡単な法案でございますが、内容の大筋を申し上げますと、昭和二十八年に制定公布されました医師法、歯科医師法、及び藥事法の一部を改正する法律に規定されました審議会について規定したものでございます。以下条文に従いまして御説明を申し上げます。

第一条は、医薬関係審議会の設置について規定したものでございます。昭和二十六年の医師法、歯科医師法及び藥事法の一部を改正する法律の第一条に、この審議会の設置を規定したものとされています。この趣旨が第一に規定されたのでございます。

は、患者に対し治療上藥劑を調製して授与する必要があると認められる場合には、患者又は現にその看護に当たっている者に対して処方せんを交付しなければならぬ。但し、省令の定めるところにより処方せんを交付することが患者の治療上特に支障があるとされる場合は、この限りでない。第二項に、厚生大臣は、前項但書に規定する省令を制定し、又は改正しようとするときは、別に定める審議会の意見を聞きながら規定されなければならない。この趣旨が第一に規定されておるわけである。

この趣旨が第一に規定されておるわけである。第二項は、この審議会の組織について規定したものでございまして、委員を二十五人以上といたしております。この審議会の任務から見て極めて重要な事項でございますので、それなりの委員を選出するべき場合の基準について、第二項に規定してあるものでございます。

第二項は、この審議会の組織について規定したものでございまして、委員を二十五人以上といたしております。この趣旨が第一に規定されておるわけである。第二項は、この審議会の組織について規定したものでございまして、委員を二十五人以上といたしております。

第二項は、この審議会の組織について規定したものでございまして、委員を二十五人以上といたしております。この趣旨が第一に規定されておるわけである。第二項は、この審議会の組織について規定したものでございまして、委員を二十五人以上といたしております。

部分の人々は医学、薬学或いは歯科医学等について学識経験のある人々でございまして、これにつきましても、第一のグループと並びまして最も多い九人を予定しております。第四のグループは、関係行政機関の職員でございまして、これには厚生省の医務、業務、保険の三局長を予定しております。以上のような内訳を以てこの審議会を構成しようとするものでございまして、

第三條には、委員の任期を規定しております。医薬関係審議会はややもすれば医薬分業の新しい態勢が発足する際に必要だというような誤解が世間にあるわけでありまゝるので、医薬分業の態勢が軌道に上るわけに参ります限りにおきましては、先ほど御説明を申し上げましたような事項について調査審議して行かなければならぬ場合が絶えず出て参るわけなのでございまして、その意味におきましてこの審議会は臨時の審議会ではなくして、常時の審議会になるわけにございまして、その意味において委員の任期というようなものを定めておく必要があるわけにございまして、

第四條は、会長及び会長の職務を行なう委員等につきまして、通常の例によつて定められております事項を規定してあるものであります。それから第五條の會議も同様でございまして、

それから第六條に部会を設け得ることを規定してございまして、この審議会の性質から見まして或いは部会を設ける必要がある場合に備えまして設けられておられるわけにございまして、部会を設けるか設けないかというようなことにつきましては、すべて審議会発足

後審議会自体の御意見を中心にして定めて参りたい。法律ではただ部会を設け得る可能性だけを規定しておきたい、かような考え方では条文が整備されております。

第七條には幹事についての雑則的な規定を設けたのでございまして、それから附則におきましてはこの法律が公布の日から施行されること及び二項、三項におきまして審議会が設置されることに伴ひまして、厚生省設置法及び医師法、歯科医師法及び藥事法の一部を改正する法律のそれ／＼部分の改正を規定したものでございまして、いずれも技術的な改正でございまして、以上でございまして、

○委員長(上條愛二君) 次に御質疑を願ひます。

○竹中勝男君 今の御説明のこの條項の点ですが、二頁と言ひますか、二十五人の委員の中の、第二の「医療を受ける立場にある者」というのはどういうことですか、今ちよつと聞き漏したのでございまして、

○説明員(小山進次郎君) ここで規定しております趣旨は、広く医療を受ける立場に立つて、医薬関係審議会に課せられました／＼の事項について調査審議して頂くに適當な人というところで規定されておられるわけにございまして、具体的に考えるということになりませんが、具体的の場合、例えば社会保険関係の代表者というような人々を中心にして選考される、こういうことにならうかと思つております。

○竹中勝男君 社会保険の医療を受ける立場にあるものの代表者と言われるわけですね。

○説明員(小山進次郎君) 申上げ方が

不正確でございしましたが、多くの場合という氣持でございまして、そのほかに日本には社会保険に入つていない階層の人々もございしますので、或いはそのほかにもつと一般的な意味において医療を受ける立場において参画して頂くという人が考えられる可能性はあると思ひますが、大体のところ、例えば健康保険とか或いは国民健康保険その他／＼の社会保険がございしますが、そういう人々の代表者というようにお考え願つていんじやなからうかというように考えております。

○竹中勝男君 そうすると非常に八千五百万の国民が医療を受けるものなんですから、その代表者が三人というときに、例えば健康保険組合、健康保険の被保険者の代表というやうなことは考えられますが、そういうことが具体的に代表とあなたが言われる言葉だつたら、代表ということはどういう意味ですか、それは……

○説明員(小山進次郎君) 正確に代表するという意味で考えれば先生の御つしやるやうに非常にむずかしい問題になつておられると思いますが、大体においてそういう立場に立つてものを考えて頂く、こういう趣旨でこのグループが分けられておられるわけにございまして、それで国民全部につきまして、今のところ約六割強の人々が、何らかの意味において社会保険に入つておられるので、そういう意味において社会保険の団体で全国的な組織を持つておられるものの代表という人々が、多くの場合医療を受ける立場にある人の側に立つてものを考える場合に、一番考えられやすいであらう、こういう趣旨で申上げたわけ

でありまして、勿論それ以外の人々が全然これに入らないということは考えておられませんし、又そのところは將來の問題として考えて行きたい、こういう態度でございまして、

○竹中勝男君 これは簡単と言へば簡単ですが、これは簡単と言へば簡単ですが、三人がそういう医療を受ける立場にあるものを代表するということは非常にむずかしい。社会保険が六割でしたら、あとの四割もやはり医療を受ける立場にある人で、社会保険だけが医療を受ける立場にある人じやないのですから、若し社会保険を受ける人の代表ということを考えるのだつたら、社会保険を受けない人の代表も考えなくてはならぬ。まあそれは、この意味がはつきりするやうな人を代弁し得る人ということもむずかしい問題があると思ひますけれどもね。こういう項目を設けられたというところに意味があるかと思ひますけれども、意味がもう少し明確ではないと思ひます。それから學識経験のある者というものは、今の御説明では医者の學識或いは歯科医の學識、藥劑の學識と限定されますのはどういう意味ですか。

○説明員(小山進次郎君) これも私の申上げ方がやや正確を欠いたのでございしますが、この医薬分業の問題のうち、医薬関係審議会の審議すべき事項について、一般的な意味において學識経験のある方をここで考えておられるわけにございまして、具体的にこの審議会でするやうな事項を審議して頂くかというのを考えますと、先ほども申上げましたやうに、処方箋を出すことが適當でないかどうかというやうな病症を判

断してきめるとか、或いは処方箋を出してしまつても、出したお医者さん自身に投藥して頂くことが適當である場合はどういふ場合だかというやうなこと、或いは医薬分業の態勢を、どれだけの地域では実施しないことが適當であるかどうかというやうなことというやうに、非常に専門的な知識を必要とすることが多々ございしますので、一般の場合に言われますやうな、非常にラフな意味での學識経験ということではなくして、そういう専門的な問題について學識経験がある。従つてその意味において大部分の方がそういう関係の方でなければ、い／＼の意味で審議の場合に不都合があるやうなことがある、こういう意味で申上げたわけにございまして、それだけに限るといふ趣旨でございまして、

○竹中勝男君 よく御説明の意味がわかりましたのですが、審議会を作る場合に、審議会の委員が余り専門家といひますか、直接の専門家が大多数であつて、第二項の医療を受ける立場にあるもの、實際に国民が医療を受ける場合に、受ける利害得失というものを代表するものが少いように私は思ふのでございまして、そういうのはどういふ意味で學識経験のあるものといふものも、もつと医療を受ける立場に立つて医療を受けるものの利害を代表するといふやうな意味で、學識経験者といふものも考えられたほうがいんじやないかと、いふふに私は感じましたから、二項と三項と関連してお尋ねしたのでございまして、更に私疑問に思つておりますのは、この医薬分業という考え方は或いは医薬分業の組織、制度が実施された場合に、医療を受けるところのもの

がどういふ利益を持つておるかということについてお尋ねしたいのです。即ち医療費の問題、或いは医療給付を受ける医療の内容がどのようによくなるか、医療費がどのように軽減されるか、或いは現在のままであるのか、軽減されるのか、或いはそれとも増加するか、増加するとか、或いはそれとも増加するか、増加するとか、どれだけ医療給付内容がよくなるのかという点について、一般の医療を受けるものの立場というものを非常に疑問に思つておるのです。その点現在ある資料によつて御説明を願ひたいと思います。

○説明員(小山進次郎君) 具体的な問題については、それ／＼所管の局長から御説明を申し上げます。医療費が上るといふことがあつては、これは国民の側から見て決して利益とは言えないわけでございますので、大体絶対的な意味合いにおいても、総体的な意味合いにおきましても、絶対的な意味と申上げますのは、医療費の金額そのものが非常に上るといふことであらば、如何に非常にいい内容の医療が得られたとしても、それはちよつと工合が悪い、その意味において絶対的な意味と申上げたのですが、総体的な意味と申しますのは、それで御想像をして頂けばという意味でございます。そういう意味においても、余り医療費が上らないようにするという前提の下に、よりよい内容の医療が得られるようにして行くといふことを狙つてゐるわけでございます。なお医療費その他の点につ

きましては、医療局長から申し上げます。○政府委員(曾田長宗君) この医療分業を実施した時に、医療費が如何なるものになるかといふことは非常に大切な問題でございますが、医療費自体に近々増加して非常に相対的な勢いで逐年増加してゐるような状況でございます。勿論、これはこの国民経済等もだん／＼とふくらんで参つておるというふうな関係から、これは当然なことでもございしますが、だん／＼と医療、医学が進んで参りますに従つて、医療費も逐次高騰して来ておる。又一方におきましては、いろ／＼社会保険というふうなものが発達して参りまして、医療の利用の途もいろ／＼と広く開かれて参りますので、そういう関係から逐年増加の勢いにあると思つておるものであります。併し私どもが考へておりますのは、この医療分業をい

たしましては、今まで薬剤師でない医師が調剤の仕事に責任を持つておつたわけでありましたけれども、そういうふうな責任から免れて、医師でなければできない技術に専念するといふことになりなすれば、その部門における診療内容といふものに對して、よりよき何と申しますか、努力を注ぎ得るというふうな意味におきまして、決してマインナスにはならぬ、プラスになつてもマインナスにはならぬといふふうに考へてゐるわけでありまして、経済的な影響といふものが、それは大きなものではないといふことは、医師の担当いたしました診療内容においても、決してマインナスにはならぬといふような考へ方を持つております。

○竹中勝男君 ちよつと今の点の、無論プラス、マインナスといふ点から言へば、医療費の負担が国民に及ぶことも、医療内容がよくなればそれはもうプラス、マインナスの点から言へば何ものなるわけだと思ひますが、併し今国民が心配してゐることは、今医療局長が言われたように、直接大した増減はないと、医療分業によつて医療費の増減が直接は余りないだらうと言われることのうちで、減になつたら問題ないのですけれども、少しでも増になつてゐる場合は、どういふときに考へられるわけでしょうか。もう少しその点数、例えば社会保険の医療に關して点数の点あたりから、こゝろ我々素人になんかやすいように、点数で計算する場合には、この調剤の技術料といふような点数があるのかないのか、あると思ひますけれども、そういうものがどう

でございまして、これにまあいろ／＼と複雑な考慮が加わつて参るとは思ふのでございしますが、大筋としてはかように考へております。○竹中勝男君 これは私はまあ経済学……この治療を受けるものの、医療を受けるものの立場から常識的に判断してみますと、診療に關する技術料といふものは、今まで我々が負担しておつたわけですが、お医者さんから薬をもらう場合には、調剤の技術料といふものはその中に入つてなかつたといふふうに考へております。ところが分業になりますと、少くとも調剤に關する技術料といふものがそれに新しくプラスされるようになると思ひますが、そうしますと、お医者さんのほうでは薬の原価だとか、その他の費用ですね、調剤に對する費用、或いは調剤の技術料といふものも今までお医者さんのほうに、医師のほうに我々が支払つておつたのですが、これを分けると、半減されるわけですが、半減が何か、とにかく二つになるわけですね。二つになるわけですから、医者の収入が減るということ、少くとも医者の収入が減るということに數學上はなる、計算上はなるわけですが、それで以て開業されておる医師の方が、医療によつて生活所得が保障されるかどうかといふことも疑問になるわけですが、第一にお尋ねしたい点は、調剤技術料といふものが減るといふことは、結局医療を受けるものの医療費の負担がそれだけ多くなるんじゃないかといふ点です、お尋ねしたいのは……○政府委員(曾田長宗君) これも業務局長からお答を願ひたいと思ひますが、私共のほうにも関連いた

しますので、私から便宜御返答申し上げます。私どもが今度医薬分業を行います。した場合の薬剤師に対する調剤技術料というものがどこから出て来るのであろうか。何もないところから、今までは特別に調剤技術料というものが課税でなかつたのであるから、それが新たに課税に出されるとすれば、それだけのものを何かどこから引き出さなければならぬ。出て来るところがなさそうに思うが、そうすればその分だけ医療費の増額になるのじやないかという御質問だと思ひますが、私ども考えておりますのは、今申上げましたように、大抵医師の技術料というもののほかに、薬剤費と、薬剤費と申しますか、薬治料というもののうちには、そのものの経費だけではなしに、人の労力が、現在も医師以外の労力も入つておるわけでありませう。その部分を今まだ集計をいたし、十分に検討いたしておる最中ではございませうが、私どもが集めた若干の資料から推定いたしますと、そのうち例えば病院のようなところでございませうならば薬局があるもので、薬剤師を現に雇つておるわけでありまして、薬剤師の人件費、俸給というものが一剤当り幾らぐらひになつておるかということの推定がつくわけではございませう。結局これが額においては妥当か否かという問題がございませうけれども、一応薬剤師に対する調剤技術料というもののに該当する。医師におきましてはこの勤務いたしております。この医師はかりのところ、いわゆるまあ公立病院というところでありませうならば、医師の俸給が結局技術料になつて来るものと考えられるので

あります。それと同じように薬剤師の俸給から、一劑当りどれくらい技術料に
なつておるかという、少くとも現状
はわかつて参るわけあります。とこ
ろが私立の病院とか、或いは私立の診
療所というものになりますという
と、その分析が非常に困難になつて参るの
であります。併し今のような、この医
師も薬剤師も勤務いたしております、
勤務者として俸給を受けておるものと
いうような経営の施設の分析を基礎に
して考えてみますと、或る程度それに
応じた分け方ができるのではないかと
例へば私立の診療所におきましては、
医師のいわゆる俸給に当る部分とい
うものが明確でございせん。併しな
がらこの薬剤師或いは薬剤助手を使
つておりますその経費というものは
出て参るのであります。これもまだ
正確なことを申上げる域に至つてお
りません。今作業をいたして私どもが
つかんかんと推定いたしますと、こ
れはちよつと意外なものでござい
ますけれども、却つてこの私立の診
療所におきましては、大きい病院で
薬剤師を雇つておきますのに比べて
、薬剤師がなく、看護婦或いは看護
助手に手伝いをさせて、調剤をいた
してあります。その調剤の人員費が却
つて高いといふやうな事実が認めら
れておるわけあります。こういうや
うなことを考えますれば、仮に病院
の今日の勤務薬剤師といふ人たちの
俸給を基準にした、この調剤技術料
といふものを定めるというにいたし
ますれば、診療所におけるこの調剤
人員費よりもむしろ低いくらいにな
つて来ております。でありますから
、先ほど申し上げましたように、こ
の額が如何様なところが

適當であるかということが問題なのではないと思いますが、診療所まで考えるならば、現在の病院に勤めている薬剤師の俸給よりも幾分高めても、この診療所の人件費以内にとどまるのじやないかと。診療所のこの調剤人件費の額よりも却つて安くなるのじやないかというふうなことが考えられます。それから更に、これはもう全然今から予想するわけには行かないのでありますけれども、現在医師の技術料というものが独立して徴収されず、勿論例外はございますけれども、大体通例をいたしましてさうすることがなく、いわゆる薬代として医師の技術料が併せ徴収されている關係から、或いはその調剤の投薬の必要がないような場合にも、この調剤が行われていてのではないかとというふうにも思われますので、医薬分業となれば、その投薬劑数が減りはせんかという上よりなこと、或いは薬剤師がまとめて整った設備を以て調剤をいたしますれば、小さい診療所というような所で馴れない看護婦或いは助手というような者が調剤いたします場合よりも遙かに能率が上がるのじやないか。或いは藥品のロスも少いのじやないかというようなことを考えれば、よほどそこに大きな目で見ますれば、益するところが出て来るのじやないか。又その程度には薬剤師に対する調剤技術料というものも今日の病院の勤務薬剤師よりは或いは幾分上げる余地がその辺から出て来るのではないかということが考えられますので、今申しましたところがいわゆる薬剤の調剤技術料のまあ出所として私どもが脱んでおるところでございます。

○委員長（上條愛一君）　ちよつとお諮

りいたしますが、厚生大臣は衆議院厚生委員会におきまして厚生年金保険法案が質疑打ち切りになるので、十一時までにはそちらへ行く予定になっておられるので、待つておられるようでありますので、本問題についてはあとに譲つて頂きまして、らい予防法案のほうを議題に供したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（上條愛一君） 御異議ないと認めます。それではらい予防法の一部を改正する法律案を議題といたします。

なお、藤原議員より委員外発言の申出がありましたので、これを許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（上條愛一君） 御異議ないと認めます。それでは御質疑を願います。

○委員外議員（藤原道子君） すでに各委員から御質疑があつたように承わつておりますので、私は極く簡単に二、三の点についてお伺いしたいと存じます。

先ずお伺いしたいのは、このらい予防法については、昨年非常に社会に衝動を与えるような大問題となつた法案でありまして、これを施行するについては、よほど心してやつて頂かなければならないわけでございますが、その後の在宅患者の収容の状況は如何な状態でございますようか。それを先ずお伺いをさして頂きたいと思ひます。

○政府委員（楠本正康君） この点に關しましては、かねて私ども都道府県の係官を指導いたしまして、人権を尊重しつつ、而も秘密濶洩のないような措

置を講じつつ収容に努めておる次第
あります。それで現在入所者は逐次
加しておりますが、現在入所者は一
二千名程度でございます。そのうち
活保護の適用を受けております者は
乃至百五十程度の世帯数を占めてお
ります。

○委員外議員（藤原道子君） 政府は
ばしば秘密濃薄はよほど心しておる
言われるのでありますが、法案審議
当つてもこの点が一番問題になつた。
ところがその後政府の答弁と異なつて
いるような事例をしば／＼耳にいたさ
るのでございますが、この点すでに御質
問があつたかも知れませんけれども、
も、大坂のごときはわざわざ近所へ
れ歩いてあそこでは癩患者が出た、だ
から注意してくれというようなこと
係官が触れて歩いたというようなこと
も耳にしておりますので、それは真実
のほどはどうなんでしょうございま
すか。

○政府委員（楠本正康君） この点につ
きましては、私どもも御指摘のよう
な点を耳にいたしたわけであります。
そこで早速現地について調査をいた
したところが、その結果は、事の起
りと申しますのは、その当人は近所
に自分は今回癩療養所に入ること
になつたからと言つて、まあ別れの
挨拶に廻つたわけであります。そこ
で近所の人たちはそこから急に気が
付いて、それは大変だということに
なつて、一々消毒を保健所のほうに
頼んで来た。こういうふうなところ
に問題が発しておるものでありまし
て、この点は甚だ残念な結果になつ
たわけでありますが、ただ、今巷間伝
えられておりますように、故意に暴
露をしたとか、或いはラ

.....

ウドスビーカーを以て触れ廻つたといふような事実は全然ございません。

○委員外議員(藤原道子君) その点は私御信頼申上げたいと思いますが、そういう調査の場合にも、一方的に係官に聞くだけでなく、地元の方にも十分両者の意見を聞くようにして、こういうようなことが再び起らないように御注意を願いたいと思います。

それから家族援助の問題でございますが、その種類、範囲、程度の問題は今後別途規定するというよりなことに法案になつているのでございますが、どういふふうな指通しでございましょうか。

○政府委員(楠本正康君) この点につきましては、従来の生活保護法等によりますところの基準、或いはその判定というものが極めて巾がないところに原因がありますので、今回の患者家族援護の問題につきましては、勿論これは生活程度その他或いは財産の状況等も重要な参考にいたしますが、これらの点ではできるだけ巾を持つて実情に即した考え方で進みたいと考えております。従つて私どももいたしましては現在生活保護法におきましては大体

四・五％程度が対象と、まあざり／＼のところ考えられるわけでありますが、今回の私のとりました措置におきましては、差当り約三〇％程度の援護ができる予算措置を講じております。

○委員外議員（藤原道子君） これは生活の援護と共に、学童の進学等に対しては生活保護法よりもつと高い線まで見て頂けるような心組みでございませうか。それはどうなんでしうか。

に要する経費等も勿論基準のうちに
入れてございます。而もこれらのものは

只今お答え申上げましたように、生活保護法の範圍よりも遙かに率をよくいいたしまして、例えばこの保護率という点から申しますと約三〇〇%程度の予算が要求してあるわけでございます。

○委員外議員(藤原道子君) 在宅患者が入所を拒む理由には、家族のその後の生活、子供の教育といったようなことが一番大きな問題なんです。従来生活保護法は子供が高等学校へ行くと援護が打切られているのです。そういうことはこの場合に限つてはしないでございまいしょうか。その点明確にしておいて頂きたい。

○政府委員(楠本正康君) これも只今先ほどからお答え申し上げましたように、私どもといたしましては生活保護法とは別個にこれは考えて参りますので、勿論必要があれば、中学或いは高等学校等に通学いたしますのに對しましても、当然援護の対象になるべきものは取り上げて行く所存でございます。又かようなことが今同特に生活保護法と切離しまして援護の措置を講じた理由でございます。

○委員外議員(藤原道子君) その点はまあ間違いないと思うのでございしますが、しばしば問題になる点でございしますので、くどくお伺いしたわけでございます。是非患者が自分の責任でもないのに、不幸ににたこうい病気になるために、人間のな幸福をすべて犠牲にして療養所へ入るということ、社会福祉のために自分が犠牲になるといふことをよくお考え頂きまして、子供への教育等には遺憾なきを期して頂き

次にお尋ねいたしたいと思います
のは、過日九州でございましたかし

ら……、未感染児童の進学問題について大分問題を起したようでごさいますたたうにもが、あれはその後落ちついたようにも聞いておりますが、問題はもういふことであつたのか、これはただ学校乃至父兄の偏見であつたのか、当局に対策上落ちちがあつたのではないかも考えるのでございますが、その点をちよつとお伺いさして頂きたいと思ひます。

○政府委員(會田長宗君) 未感染児童の通学問題につきましては、全国的に見ますると全部解決が付いたというふうにも申上げかねる状況でございます。また、熊本及びその他の地域にも、なおこの未感染の患者児童が一般の学校に通学できない状況におるという所があるのが実情でございます。私も非常に遺憾と考えておるわけでございます。この子供たちに対しては、保育所の中にもよりの学校の分教場とい

うようなものを設けて、若干名の先生に来て頂いて教育を行なつておるわけでもあります。併し父兄であります患者及び子供たちも、成るべく一般の子供たちと一緒に教育を受けたいというような希望を持つておりますので、いろいろ私どもの各療養所の所長等がもよりの市町村或いは学校当局といろ／＼話合ひをいたしまして、この問題の解決を一時も早く図りたいというふうに努力を続けて来ておる状況であります。今年の春になりまして、園長からこの問題を地方事務局に御相談申し上げたような次第であります。それで予定してあります小学校のPTAのほうに

をお願いということを申出でましたのでありますが、熊本におきましては

御承知のようになつて、前にも、土地の特殊な事情もございまして、前に頼の患者が非常に多かつたというところで、地方の人たちも非常に過度の恐怖心を抱いてゐるというような事情もございまして、直ちにPTAの総員の賛成を得るといふことができませんでした。で、併しながらこの問題は何としてもやはり患者の子供を差別待遇するといふような結果になつては困るからとい

うようなことで、強く園のほうではこの類といふものの病気の性質とかいろいろなことをご説明申上げておりました。一方法務局のほうではこういう話

が園のほうから通じて参りましたので、いろいろ局地的に関係者を呼んで、いろいろ局地的に調停の勞をとられたようでありま

す。が、なか／＼局地的にも話が付かないというところから、熊本の法務局から法務省のほうに照会も参つたやうでございます、それで法務省と文

都省とそれから厚生省の私どもと三者が一週集まりまして、そうしてこの問題はどうかというふうに解決するのがいまいだらうかというような御相談をいたしました結果、厚生省において十分な患者の子供の健康状態の検査、或いは監視というようなものを怠らんとするというような手を打ち、そしてその限りにおいてその患者の中からの感染を早期に発見して、他に感染するということを事實上皆無にするという責任を負つてくれるならば、文部省としても法務省としてもこれは異論はない、これは当然学校に共学さすべきものだといふように考へるというような結論が出ました。

ました。そうして熊本のほうでもその線に沿つて、この熊本の法務局が中心

になつて更にPTA或いは教育委員会等々といふお話し合いを下さいまして、今年生以上が二十一名かと思つておりますが、そのくらいおりました。今年新たに入る子供が四名ございます。それには一応テストのような意味もあつて、新入学の四人だけを通学させようではないかというような話が出たのでございまして、私どもも大体そこで以て話がまとまるものといふふ

うに考えておりましたところ、その四人についても通学させられるのは困るといふような強硬な意見がございました、まあそういうところからその反対派の人たちがこの子供を全部休ませるといふような事態が起りまして、今日までまだそれが解決付いたというふうなふうには聞いておりませんが、いふ、いろいろなPTAの会長或いは教育委員会の方等では、御心配になります、

私どもとしては日本において有数な学者の一人であると思いますが、その当事者でございますために、菊池憲綱園の園長さんの言われることだけでは、一般の人たちが慣用しないというところから、或いは九大とか京都とか或いは九大とかいうところからで、いわゆる公平な第三者の立場にも、いわゆる先生にでも来て頂いて、子供の状態をよく見て頂き、それから一般にも認めて頂くというような方法等をもとに、ひとつみたらどうかということを努力しておりますのが現状でござい

ございますが、まだいろいろお伺いしたいことがございますが、これは又の次の機会にお伺いすることにして、大臣に強く要望しておきたいことは、九項目の附帯決議につきましては、湯山委員、廣瀬委員等の御質問等に対して大臣が決意をお示しになつたというのを伺ひまして、なおこれ以上申上げることはないのでございますが、定員の充足とか或いは従業員の待遇の問題等々についてまだまだ遺憾な点があるようでございます。ただこの際、特殊なこうした不幸な病氣のために悩んでおられた方の人が安じて療養でき、その人の家族の福祉を守るという点につきましては、大臣の人間性に信頼いたしましたので、もつと一つ御努力を願ひまして、社会の人と共に安心のできるような措置を今後講ぜられんことを強く要望いたしまして、大臣の時間の関係もあるようでございますから、私の質問は終りたいと思います。

○委員長（上條愛一君） 他に御発言もございませうですから、質疑は尽きたものと認めることに御異議ございませうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長（上條愛一君） 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。
御意見のおありの方はそれ／＼賛否を
明らかにしてお述べを願います。

○谷口弥三郎君 私はこの際自由党を代表いたしましたして、本案に対し次の二項目の希望条件を附けまして賛成したいと思ひます。

先ず第一の希望条件は、先刻も藤原さんからもお話がありましたように、又昨日もございましたように、昨年の

本会議においての九項目の附帯決議があるその中で、而も緊縮予算と言つておる際にかかわらず、家族の援護、国立研究所等の設置というようなことができたことは、政府当局の努力の結果といたしまして、大いに敬意を表するものといたしますが、その他の項目につきましても、是非一日も早くこれが目的を達しますように希望をいたす次第でございます。

それから第二の希望事項は、国立癩研究所ができましたということに対しては、心から賛成する次第でございますが、今なお設置場所が定まつておられないのでありますので、いずれそのうち決定されると思いますが、これにつきまして三つの点について希望を申しておきたいと思ひます。その一は現在文明各国におきましては、殆んど癩患者は消滅しておりますのに、今なお比較的非文明の国においてのみ癩があるののでありますから、これは決して国の誇りではないのであります。而も観光日本を紹介するという宣伝の上から申しましても、研究所を日本の首都に置かねばならないというようなことは、中央集権も事によりけりと思ひますので、成るべく地方に設置されるようにして頂きたい。

第二の要望は、癩の病原体が今なお純粹培養もできぬような状態でありますので、研究所の設置は癩患者のおりますところ、いわゆる療養所内に設置すべき必要があると思いますので、その療養所内に設置して、而もその周囲に完全な研究機関の備わつておるところをお選び頂きたいと思うのでございます。

第三にその次の要望事項は、日本に

おきましてたゞ一カ所の刑務所ができました場合に、菊地恵楓園がその選に入りました場合に、入園患者はたとえ同病の者であつても、殺人罪とか或い

は傷害罪に問われておるような人々と、同じ軒の下に、而も一生そこを住所としておるものでありますから、どうしてもその設置には同意することができんと反対しておりましたが、その際いづれそのうちに隣の研究所ができる時が来たならば、同園に設置してやると、設置するように考慮するといってお話があつたために、反対を中止したといふようなことでありますから、今回研究所を設置する場合には、それらの口約束が一時逃れの方便であつたといふようなことが思われんように十分御注意をして頂いて、設置場所をきめて頂きたいと存するのであります。若しこれが一つの方便に使つておつたといふことになりますと、今後困つた事態が起らんとともに限りませんから、十分その点を御注意して頂きたい。

以上の二項目を附しまして、私は本案を賛成しますと同時に、いよく場所がきまるような場合には、一応できますならば、当委員会にも御相談をして頂きたいということを申上げておきます。以上。

○廣瀬久忠君 私はこの改正案に賛成をいたすものでありますが、ただそれと共に第十六国会において非常な委員諸君の御熱心な御審議の結果、九項目の附帯条件を提出いたしました。それにつきまして緊縮予算ではありましたが、非常にまあ政府当局も努力をして、或る程度の予算措置もできたように思ふのでありますが、まだ非常に遺

憾の点が多く、誠に残念に思つておる
のであります。つきましてはこの九項
目につきましてはもつと充実を願つて
おきたいと思ひます。

そこで特に私二点について強く希望しておきたいのでありますが、先ず第一にはやはり私はこれは科学的に十分にこの医療、医療の面から、治療の面、薬剤の面等から科学的に十分に研究をしてもらいたい。そうしてそのために今回の研究所を設けるわけであります。是非一つこれにもつと力を入れて頂かなければならん。今回の規模は甚だ貧弱であつて、まあどういふ工合にこれから運営して行かれますか、これは第一歩を踏み出すに當つて細心な一つ御注意を願いたい。是非一つ科学的の研究について遺憾なきを期して頂かなければならんと思ひますが、これについては予算も要りましようけれども、これが基本でありますから、どうぞ一つ十分にこの点に力を入れて頂きたい。

その次には、私は人道的の立場から

お願いをするわけですが、私はこの前も申上げたのですが、是非一つ患者に希望を与えて頂きたい。あそこへ入つてあのままで終つてしまふのだということでは、誠に情けないのであります。なおつて外に出られるよう

に、そして又癩の患者があつても、その家族は別に心配することはないのだ、近隣のものも心配する必要はないのだ、なおるのだからということ、又伝染だから予防さすればいいのだということについてはつくりとした希望を手えてもらいたい。それはどうしてもやはり科学的研究が基本だと思ひますから、是非やはり人道上の立場に立

つて、希望を与えるということを一つ目標に持ち、同時に熱情を持つて頂いて、そしてできるだけ早くこの希望を満たすという熱情を一つ持つても

らいたいと私は思うのです。それで厚生省の行政におきまして科学の面、熱情の面というものが私はやつぱり厚生行政の中心だと思えますから、それで殊にそのティビカルなものはこの癩患者に対する厚生行政に現われると申す。厚生行政全体が科学を基礎とする。同時に、人道を中心とした人の熱意があるのだと私は思うので、この癩患者の問題については特に私はそれが重要だと思ふ。無論今までも貞明皇后の思召等を体して、厚生省はその方針でやつて来たのでありますが、なお一層科学及び人道の両面に本当に細心の注意と同時に、熱をこめたる努力ということを注いで頂きたい。

この二点を強く要望をいたしまして、私は本改正案に賛成をいたすものであります。

○湯山勇君　私は本案に若干不満な点

が多々ありますけれども賛成をいたします。

只今小委員長であつた廣瀬委員のほうから内容に関する詳細な御討論がありましたので、私は別な面から特に要望したいことを申し上げたいと思ひます。

す。

それはこの十六国会において患者たちがああいふ一つの事件を起しました。で、そういう事件があつたために、今回乏しい予算の中から、先ずまあ厚生省当局の努力が認められるような措置がなされておる。でああいうことがあつたから、こういふ措置がなされたのだということであつてはならない。

いと思ふのです。そういうことの印象を与えないために、或いは又ああいふ事件が再び起らないようにするために、やはり厚生当局としては、更に政府としてはそういうことのあるなくにかかわらず、こういう問題を真剣に考へておるのだ、こういうことを事実を以てお示し願わなければならぬと思ふわけでございまして、そういう点に關しましては、只今までの討論によつて明らかにされた点、それらによつて十分御配慮をお願い申し上げたい。こういうことを要望いたしましたして本案に賛成いたします。

○有馬英二君 私は改進黨を代表いたしまして本案に賛成をいたします。それにつきまして私どもの希望を、二述べたいと思ひます。

先ほど来同僚委員の御希望がありました、大体私も賛成であります。特に前小委員長でありました廣瀬委員からの希望条件は、私も賛成いたすものであります。ただ今回の改正におきまして厚生省が特に希望、我々の附帯決議を尊重されて、新しい研究所を作るといふことに努力をされたことを深く多とするものであります。この研究所の設置については、未だにまだどこに設置するかというところが決定されておらないというところが、未だにまだこの中央に設置すべきではないというような御意見がありました。これも一応御尤もな説であると思ひますけれども、私はこの設置の土地を決定するに當りましては、ただ地方的のいろいろの感情その他を考慮すべきものではないので、これは全国の学者がどこへ行つて研究をするにいたしましては不便のないように、又材料の取扱ひ等につきましては決して不便がないように、ただ學者が不便である不便でないというばかりでなしに、すべての点につきまして全国的に最も多くの人に便利であり、例へば患者の収容につきましては地方でやりますというとき、その地方だけが非常に便利であるが、他の地方には不便であるというやうなことのないよう、その他研究をしに行く人が最も便利でなければならぬと思ひます。又、又藥品その他施設におきまして、決してそこら一回設置しなすといふ、ななく、それを取り替へるといふわけには行かないのでありますから、十分その点を考慮されまして、あの悔いのないよう、又将来の研究にも支障のないように、取計られたいといふことを私は希望するものであります。そういう希望を附しまして本案に賛成の意を表します。

○委員長(上條愛一君) 他に御意見もないようございまして、討論は終了したものと認めて差支へないと思ひます。

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。衆議院送付案に賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(上條愛一君) 全会一致でございまして、よつて本案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。それから委員長が議院に提出する報告書には、多数意見者の署名を附する

ことになつておりますから、本案を可とされた方は順次御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

大谷 肇 常岡 一郎
谷口 弥三郎 廣瀬 久忠
湯山 勇 有馬 英二
竹中 勝男

○委員長(上條愛一君) 署名洩れはございませんか。……署名洩れはないと認めます。

なお、本会議における委員長の口頭報告については、委員長に御一任願いたいと存じますが御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと認めます。

○委員長(上條愛一君) なお、医業関係審議会設置法案は御質疑が多々あると存じますので、これは次回に譲りまして、厚生年金法案を議題といたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

○竹中勝男君 先ほどの私が御質問申し上げました点について、もう少し具体的に医療費、国民がどういふように医療費を分業の曉に負担するかという点についての資料をこの次までに御用意願ひたいと思ひます。これは一般の国民が非常に知りたがつておる点でございまして、殊に医療費の負担能力に欠けつある大衆が、分業という点についてはただそれだけを関心しておるのであります。医療費の負担が多くならぬか、或いは医療給付の内容が低下しないか、この点が私どもの一番この問題について重要な点です。同時に又現在の開業しておられる町のお医者さんたちの生活がそれによつて脅かされるのではな

いかということ、或いは現在の薬局を経営しておられる方々の生活がどうなるだろうかという点もあると思ひますが、一番主な点は医療を受けるものの立場からそういう資料を御提出をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(曾田長宗君) この資料提出につきましては御尤もな御要求があつたのであります。この数字の点につきましては、最近非常にテンポを早めて作業が進んでおるのでございませうけれども、まだ十分検討をしておりませんので、どうもお示しがたいかと思ひますが、私どもが考えておりますかような構想であるといふことを箇条書にしたようなものならば、資料として差上げられるかと思ひますが、それによろしくございませう。

○竹中勝男君 実はお医者さんのほうからは、こういうふうになるといふ点数が殖えて、これだけ患者に負担が多くなるというやうなことが、まあ一般の患者のほうにはそういう数が示されておるやうなんですが、私もそれをちよつと見たことがあるんですが、そういうことが、国民の医療を受ける者については非常に不安を与えておると思ひますので、そうならないのか、厚生省の計算ではそうならないといふ、少くともそれに対するもつと根拠のある基礎を示して頂きたいというのが私の希望であります。

○政府委員(曾田長宗君) その程度のものでございまして、何とかまとめてお手許に差上げたいと思つております。

○竹中勝男君 更に希望したいことは、一つ十分国民を納得できるやうな数字的な基礎を御用意願ひたいということでありまして。

○委員長(上條愛一君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(上條愛一君) 速記を始めて下さい。

それでは今日はこれにて散会いたします。

午後零時二分散会

昭和二十九年五月七日印刷

昭和二十九年五月八日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局